

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 中村眼科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市滑石3丁目8番1号

(3) 設立認可年月日 平成9年2月17日

(4) 設立登記年月日 平成9年3月3日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	中村 充利	
理事	中村 佳子	
同	中村志津子	
監事	百武 剛	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人中村眼科	長崎県長崎市滑石3丁目8番1号	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月20日 令和3年度決算の決定

様式 3-4

法人名 医療法人 中村眼科
 所在地 長崎市滑石3丁目8番1号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 5年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	431,832	I 流 動 負 債	30,417
II 固 定 資 産	905,899	II 固 定 負 債	4,985
1 有 形 固 定 資 産	114,626	負 債 合 計	35,402
2 無 形 固 定 資 産	807	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	790,466	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	1,292,329
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	1,302,329
資 産 合 計	1,337,731	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,337,731

様式 4 - 2

法人名 医療法人 中村眼科
 所在地 長崎市滑石3丁目8番1号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	311,130
2 事業費用	244,107
本来業務事業利益	67,023
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	67,023
II 事業外収益	27,490
III 事業外費用	4,828
經常利益	89,685
IV 特別利益	8,527
V 特別損失	1,576
税引前当期純利益	96,636
法人税等	26,570
当期純利益	70,066

様式 2

法人名 医療法人 中村眼科
 所在地 長崎市滑石3丁目8番1号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 5年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	1,337,731	千円
2. 負 債 額	35,402	千円
3. 純 資 産 額	1,302,329	千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	431,832
B 固 定 資 産	905,899
C 資 産 合 計 (A+B)	1,337,731
D 負 債 合 計	35,402
E 純 資 産 (C-D)	1,302,329

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人中村眼科

理事長 中村 充利 殿

私は、医療法人中村眼科の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月19日

医療法人 中村眼科

監事 百武 剛